

○四街道市議会議長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、議会の円滑な運営を図るために、議長が議会を代表し、対外的な活動をするため、議長交際費（以下「交際費」という。）の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定める。

(公表する内容)

第2条 交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出行事等名称
- (3) 相手方
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、弔慰金、見舞金等交際の相手方に特段の配慮が必要と認められる場合は、個人名等は公表しないものとする。

(公表の時期)

第3条 交際費の公表は、別記様式により月毎に区分整理し、当月分を翌月の15日までに行うものとする。

(公表の方法)

第4条 交際費の公表は、その内容を四街道市ホームページに掲載するとともに、情報公開室において閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成26年7月1日から施行する。